

真庭市地域防災計画
(原子力災害等対策編)

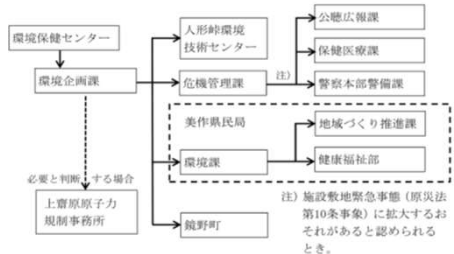
新旧対照表

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																
2	5	-	(12) 情報収集事態……………鏡野町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（岡山県において震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く）をいう。	(12) 情報収集事態……………鏡野町、鳥取県三朝町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（鏡野町、鳥取県三朝町において震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。	表現の適正化																
2	5	-	(13)特定事象……………原災法第10条に基づき原子力防災管理者に通報が義務付けられている事象をいう。	(13) 警戒事態（ＡＬ）……………鏡野町、鳥取県三朝町で震度 6 弱以上の地震が発生、または、原子力規制委員会において、人形峠環境技術センターから報告された事象が警戒事態に該当すると判断された事態をいう。	表現の適正化																
2	5	-	(14) 警戒事態……………県内で震度 6 弱以上の地震が発生、または、原子力規制委員会において、人形峠環境技術センターから報告された事象が警戒事態に該当すると判断された事態をいう。	(14) 施設敷地緊急事態（ＳＥ）…原災法第10条第 1 項に規定された異常事象（特定事象）が発生した事態をいう。（人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は関係機関に通報することが義務付けられている。）	表現の適正化																
2	5	-	(15) 現地事故対策連絡会議…原災法第10条第1項前段の通報があり、これが原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当しない場合、国、県等関係機関で対策を協議するための連絡会議をいう。	(15) 現地事故対策連絡会議…………施設敷地緊急事態の通報を受けた後、オフサイトセンターにおいて国、県等関係機関で対策を協議するための連絡会議をいう。	表現の適正化																
2	5	-	(16) 原子力緊急事態……………原災法第15条に基づき内閣総理大臣が緊急事態宣言を発した事態をいう。	(16) 全面緊急事態（ＧＥ）…………原災法第15条に規定された緊急事態（原子力緊急事態）が発生した事態をいう。（内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を立ち上げる。）	表現の適正化																
2	5	-	(18) 合同対策会議……………原災法第23条に基づき、原子力緊急事態宣言が発せられたとき、国、県、関係市町村、原子力事業者等が、相互に協力するために組織する「原子力災害合同対策協議会」をいう。	(18) 合同対策会議……………原子力緊急事態宣言が発出されたとき、国、県、鏡野町、原子力事業者等が、それぞれに実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに組織する「原子力災害合同対策協議会」をいう。	表現の適正化																
3	3	-	第 6 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、市、県、県警察、津山圏域消防組合、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、真庭市地域防災計画風水害等対策編第1編第3章に定める「防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱」を基本に次のとおりとする。	第 6 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、市、県、県警察、 県教育委員会・私立各学校等管理者 、津山圏域消防組合、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体 その他防災上重要な施設を管理する機関 及び原子力事業者の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、真庭市地域防災計画風水害等対策編第1編第3章に定める「防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱」を基本に次のとおりとする。	表現の適正化																
3	23	-	(13) 飲料水 、飲食物の摂取制限に関すること。	(13) 飲食物の摂取制限に関すること。	表現の適正化																
5	6	表	第 2 原子力施設の概要 <table><tr><th>設置者</th><th>事業所名</th><th>事業所所在地</th><th>施設名</th></tr><tr><td>独立行政法人日本原子力研究開発機構</td><td>人形峠環境技術センター</td><td>鏡野町上斎原 1550</td><td>ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製錬転換施設</td></tr></table>	設置者	事業所名	事業所所在地	施設名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	鏡野町上斎原 1550	ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製錬転換施設	第 2 原子力施設の概要 <table><tr><th>設置者</th><td>国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td></tr><tr><th>事業所名</th><td>人形峠環境技術センター</td></tr><tr><th>所在地</th><td>苫田郡鏡野町上斎原1550</td></tr><tr><th>施設名</th><td>ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製錬転換施設</td></tr></table>	設置者	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	事業所名	人形峠環境技術センター	所在地	苫田郡鏡野町上斎原1550	施設名	ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製錬転換施設	表現の適正化
設置者	事業所名	事業所所在地	施設名																		
独立行政法人日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	鏡野町上斎原 1550	ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製錬転換施設																		
設置者	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構																				
事業所名	人形峠環境技術センター																				
所在地	苫田郡鏡野町上斎原1550																				
施設名	ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製錬転換施設																				

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
7	7	-	第2 人形峠環境技術センターに係る周辺環境の安全確保 人形峠環境技術センターは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」等関係法令並びに県及び鏡野町との間で締結している「（独）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定」を遵守し、安全確保及び公害の防止並びに環境の保全の措置を講じ、人形峠環境技術センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに自然環境を確保し操業する。	第2 人形峠環境技術センターに係る周辺環境の安全確保 人形峠環境技術センターは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」等関係法令並びに県及び鏡野町との間で締結している「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定」（以下「県、鏡野町との協定」という。）を遵守し、安全確保、公害の防止及び環境の保全に万全の措置を講じ、人形峠環境技術センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに自然環境を確保し操業する。	表現の適正化
8	8	-	2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。	2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 燃料については、あらかじめ、石油販売事業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。	表現の適正化
8	9	-	3 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。	3 市は、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。	表現の適正化
10	25	-	3 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 （略）	3 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（住民、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 （略）	表現の適正化
11	6	-	1 市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。（略）	1 市は、国及び県と連携し、情報収集事態、警戒事象又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。（略）	表現の適正化
11	10	-	2 市は、国及び県等と連携し、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への確かな情報を常に伝達できるよう、体制及び無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。	2 市は、国及び県等と連携し、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、常に的確な情報を伝達できるよう、体制及び無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。	表現の適正化
11	17	-	5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、F M電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、C A T V、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。	5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、C A T V、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の活用や、災害情報共有システム（Lアラート）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
11	24	-	第10 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 1 (略) なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に 十分に配慮し 、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。	第10 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 1 (略) なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者へ 十分に配慮することにより 、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。	表現の適正化
11	32	-	(6) コンクリート屋内待避所、 避難所 に関すること。	(6) コンクリート屋内待避所、 指定避難所等 に関すること。	表現の適正化
11	35	-	(9) 避難所 での運営管理、行動等に関すること。	(9) 指定避難所 での運営管理、行動等に関すること。	表現の適正化
13	1	-	第3節 緊急事態 応急対策	第3節 災害 応急対策	表現の適正化
13	11	-	(1) 情報収集事態が発生した場合 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡 する 。	(1) 情報収集事態が発生した場合 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡 するものとされている 。	表現の適正化
13	13	-	(2) 人形峠環境技術センターからの警戒事象発生の通報があった場合 ア 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、 岡山県 において震度6弱以上の地震が発生した場合又は警戒事態に該当する可能性がある事故・故障が発生した場合、直ちに、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信する。（略）	(2) 人形峠環境技術センターからの警戒事象発生の通報があった場合 ア 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、 鏡野町、鳥取県三朝町 において震度6弱以上の地震が発生した場合又は警戒事態に該当する可能性がある事故・故障が発生した場合、直ちに、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官（島根担当） 等に同時に文書をファクシミリで送信する。（略）	表現の適正化
13	18	-	イ 原子力規制委員会は、警戒事態の発生を確認するとともに、 原子力規制委員会 原子力事故警戒本部から関係省庁、県、鏡野町及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、鏡野町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、 傷病者、入院患者、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等の避難を含む援護体制を構築するよう連絡する 。	イ 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する 自然災害を認知したとき又は人形峠環境技術センター等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合 には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、鏡野町に対し情報提供を行う。また、県、鏡野町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。	表現の適正化
13	22	-	ウ 県は、 人形峠環境技術センター及び国から通報・連絡を受けた事項について、真庭市、津山市 及び関係する指定地方公共機関に連絡する。	ウ 県は、 原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、周辺市 及び関係する指定地方公共機関に連絡する。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
16	1	-	(新設)	〔施設敷地緊急事態発生時の連絡系統図〕	表現の適正化
17	1	-	(新設)	(5) 情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態の通報基準に該当しない異常事象等への対応	表現の適正化
17	2	-	(新設)	人形峠環境技術センターは、施設内で情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態には該当しないが、県、鏡野町との協定に基づく通報対象となる事象が発生したときは、県及び鏡野町へ直ちに通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を県及び鏡野町へ報告するものとされている。 なお、通報を受けた県及び鏡野町は当該事象の推移に留意し、情報の収集に努め、事象の拡大防止に協力するとともに、注意体制をとるものとされている。	表現の適正化
17	8	-	(新設)	〔協定第9条の事象が発生した場合〕	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																
17	11	-	(新設)	〔県の連続測定で異常を認めた場合〕  環境保健センター ↓ 環境企画課 ↓ 上宮原原子力規制事務所 人形峠環境技術センター ↓ 危機管理課 ↓ 鏡野町 公聴広報課 保健医療課 警察本部警備課 美作県民局 ↓ 環境課 ↓ 健康福祉部 注) 施設敷地緊急事態(原災法第10条事象)に拡大するおそれがあると認められるとき。	表現の適正化																
18	10	-	(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ア 市は、県から全面緊急事態の発生の連絡を受けた場合、県が国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、 緊急事態応急対策実施区域に係る市町村 、指定地方公共機関及び人形峠環境技術センターその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて行う、人形峠科学技術センターの状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置を 把握 し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。	(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ア 市は、県から全面緊急事態の発生の連絡を受けた場合、県が国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、 鏡野町、鳥取県、鳥取県三朝町 、指定地方公共機関及び人形峠環境技術センターその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて行う、人形峠科学技術センターの状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。	表現の適正化																
18	23	-	(1) 原子力災害対策のための警戒体制 ア 警戒体制 市は、 特定事象発生 の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び人形峠環境技術センター等関係機関と緊密な連携を図りつつ、 事故 対策のため、あらかじめ定められた警戒体制をとる。 (略)	(1) 原子力災害対策のための警戒体制 ア 警戒体制 市は、 情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び人形峠環境技術センター等関係機関と緊密な連携を図りつつ、 原子力災害 対策のため、あらかじめ定められた警戒体制をとる。 (略)	表現の適正化																
18	29	表	〔警戒体制時の職員の非常参集体制〕 <table><tr><th>参集体制</th><th>参集時期</th><th>体制</th><th>参集要員</th></tr><tr><td>警戒体制</td><td>① 人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ② 県のモニタリングで特定事象を確認したとき。</td><td>情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制</td><td>警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員</td></tr></table>	参集体制	参集時期	体制	参集要員	警戒体制	① 人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ② 県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員	〔警戒体制時の職員の非常参集体制〕 <table><tr><th>参集体制</th><th>参集時期</th><th>体制</th><th>参集要員</th></tr><tr><td>警戒体制</td><td>① 人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ② 県のモニタリングで特定事象を確認したとき。</td><td>情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制</td><td>警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員</td></tr></table>	参集体制	参集時期	体制	参集要員	警戒体制	① 人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ② 県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員	表現の適正化
参集体制	参集時期	体制	参集要員																		
警戒体制	① 人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ② 県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員																		
参集体制	参集時期	体制	参集要員																		
警戒体制	① 人形峠環境技術センターから特定事象の通報があったとき。 ② 県のモニタリングで特定事象を確認したとき。	情報収集・連絡・緊急モニタリング活動への支援等の応急対策を実施する体制	警戒体制を取るため、あらかじめ指名された職員																		
19	28	-	(1) 職員の派遣要請等 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため県から職員の派遣を要請された場合は、職員を派遣する。 (略)	(1) 職員の派遣要請等 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため県から職員の派遣を要請された場合は、職員を派遣する。 (略)	表現の適正化																
19	32	-	第4 飲食物の摂取制限及び出荷制限等	第4 飲食物の摂取制限、出荷制限等	表現の適正化																

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由																								
20	3	-	3 飲料水及び飲食物の供給 市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、県と協力して関係住民への応急措置を講じる。その際には、男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。	3 飲料水及び飲食物の供給 市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、県と協力して関係住民への応急措置を講じ、その際には、男女のニーズの差異に十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。	「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（令和４年３月）を踏まえた修正																								
20	22	-	(２) 食料の供給 イ 炊出しその他による食料の給与 (ア) 市は、応急的に乾パン、飯缶をもって行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。	(２) 食料の供給 イ 炊出しその他による食料の給与 (ア) 市は、応急的に乾パン、アルファ米等をもって給与を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。	表現の適正化																								
20	24	-	(イ) 炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。	(イ) 炊出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。	表現の適正化																								
21	1	表	(１) 緊急輸送の順位及びその範囲 (略)	(１) 緊急輸送の順位及びその範囲 (略)	表現の適正化																								
			<table><tr><th>順位</th><th>順位別輸送範囲</th></tr><tr><td>第 1</td><td>人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のメンバー</td></tr><tr><td>第 2</td><td>避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</td></tr><tr><td>第 3</td><td>緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</td></tr><tr><td>第 4</td><td>住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</td></tr><tr><td>第 5</td><td>その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</td></tr></table>	順位	順位別輸送範囲	第 1	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のメンバー	第 2	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	第 3	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	第 4	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	第 5	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送	<table><tr><th>順位</th><th>順位別輸送範囲</th></tr><tr><td>第 1 位</td><td>人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を決定する少人数のメンバー</td></tr><tr><td>第 2 位</td><td>避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</td></tr><tr><td>第 3 位</td><td>緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</td></tr><tr><td>第 4 位</td><td>住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</td></tr><tr><td>第 5 位</td><td>その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</td></tr></table>	順位	順位別輸送範囲	第 1 位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を決定する少人数のメンバー	第 2 位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	第 3 位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	第 4 位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	第 5 位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送	
順位	順位別輸送範囲																												
第 1	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のメンバー																												
第 2	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送																												
第 3	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送																												
第 4	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送																												
第 5	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送																												
順位	順位別輸送範囲																												
第 1 位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を決定する少人数のメンバー																												
第 2 位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送																												
第 3 位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送																												
第 4 位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送																												
第 5 位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送																												
22	8	-	2 緊急輸送のための交通確保 ア 交通規制 (ウ) 交通規制の標識等 道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。	2 緊急輸送のための交通確保 ア 交通規制 (ウ) 交通規制の標識等 道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域、期間等を記載した道路標識等を設置する。	表現の適正化																								
22	33	-	第 7 住民等への的確な情報伝達活動 (１) (略)	第 7 住民等への的確な情報伝達活動 1 住民等への的確な情報伝達活動 (１) (略)	表現の適正化																								
23	18	-	(５) (略) その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、人形峠環境技術センター等と相互に連絡をとりあう。	(５) (略) その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、関係行政機関、関係公共機関、関係地方公共団体、人形峠環境技術センター等と相互に連絡をとりあう。	表現の適正化																								
24	2	-	(２) (略) この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 (略)	(２) (略) この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、鏡野町、鳥取県、津山圏域消防組合、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 (略)	表現の適正化																								

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
24	8	-	(新設)	〔住民に対する広報及び情報体系図〕	表現の適正化
25	18	-	第5 各種制限措置等の解除 市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置の解除を鏡野町及び関係機関に指示する。 (略)	第5 各種制限措置等の解除 市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。 (略)	表現の適正化
26	3	-	2 災害対策措置状況の記録	3 災害対策措置状況の記録	表現の適正化
27	4	-	第1 基本方針 医療用や工業用並びに発電用の放射性物質の取扱による事故や放射性物質の発見等事故の発生し、又はそのおそれがある場合に関し、放射性物質の特殊性にかんがみ、地域住民に対して影響が及ぶことがないように予防措置を定めるとともに、事故等から地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者（所有者、占有者、発見者等を含む。）及び防災関係機関等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力の下に各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定めるものである。	第1 基本方針 医療用、工業用、研究用等の放射性物質の取扱いによる事故や管理下でない放射性物質による被ばく等の事故が発生し、又はそのおそれがある場合に関し、地域住民に対して影響が及ぶことがないように予防措置を定めるとともに、地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者等（放射性物質の所有者及び占有者を含む。）及び防災関係機関等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力の下に各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定めるものである。	表現の適正化
27	10	-	1 放射性物質を取扱う事業所に係る事故等	1 放射性物質を取扱う事業所に係る事故	表現の適正化
27	13	-	2 放射性物質の発見 金属スクラップ等に混入した放射性物質がスクラップ取扱事業者等の管理する場所において発見されることをいう。	2 管理下でない放射性物質による被ばく等の事故 管理下でない放射性物質により、被ばく等で健康影響が発生し、又はそのおそれある事態を生ずることをいう。	表現の適正化
27	15	-	3 計画における対応 (略) また、放射性物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性にかんがみ、放射性物質取扱事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。	第3 計画における対応 (略) また、放射性物質の運搬については、輸送の都度、経路が決定されるため、原子力施設とは異なり、あらかじめ事故発生場所を想定することが困難であることから、輸送時の事故については、放射性物質取扱事業者等と国が主体となって防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。	表現の適正化

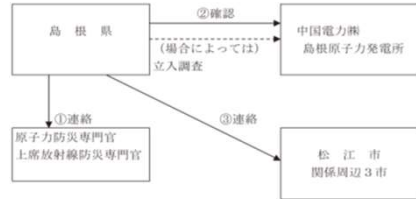
頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
27	23	-	(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、 事故 の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。	1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。	表現の適正化
27	26	-	(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、 事故 の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。	2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。	表現の適正化
27	29	-	(3) 市 及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。	3 事故発生場所を管轄する市町村 及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。	表現の適正化
28	5	-	第1 基本方針 放射性物質に係る事故等を予防し、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ぶことのないよう、あらかじめ予防体制を整備するとともに、 事故等 の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立するものである。	第1 基本方針 放射性物質に係る事故を予防し、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ぶことのないよう、あらかじめ予防体制を整備するとともに、事故の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立するものである。	表現の適正化
28	8	-	第2 放射性物質に係る 事故等 の予防対策	第2 放射性物質に係る事故の予防対策	表現の適正化
28	13	-	2 防災関係機関が行う措置 放射線の測定により放射性物質であることが判明したとき、又は表示により放射性物質であると推定されたときは、当該物質の盗難、紛失の予防措置及び当該物質による住民等の被ばくの回避措置を講ずる。	2 防災関係機関が行う措置 関係法令及び放射性物質の適正な取扱いの周知、管理下でない放射性物質の存否の確認、連絡名簿の整備等により、事故に備えた体制整備等に努める。	表現の適正化
28	23	-	(1) 放射性物質による 事故等 の連絡通報体制（夜間、休日を含む。）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。	(1) 放射性物質による事故の連絡通報体制（夜間、休日を含む。）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。	表現の適正化
29	3	-	第1 基本方針 放射性物質の取扱い上の事故や放射性物質の 発見 等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、 事故等 から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。	第1 基本方針 放射性物質の取扱い上の事故や 管理下でない放射性物質による被ばく等の事故 等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、 飛散、漏えいした放射性物質等 から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。	表現の適正化
29	7	-	第2 放射性物質取扱事業者 及び放射性物質を発見した事業者等 が行う措置	第2 放射性物質取扱事業者等が行う措置	表現の適正化
29	9	-	1 連絡通報体制 事故等が発生し、 その 影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 （昭和32年法律第167号）等の適用を受ける場合、事業所等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。 また、放射性物質の発見者等は、県が定める「放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関へ通知する。	1 連絡通報体制 事故等が発生し、 放射性物質 の影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は 放射性同位元素等の規制に関する法律 （昭和32年法律第167号）等の適用を受ける場合、事業所等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行うとともに、 下図に示す「放射性物質に係る事故による災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、いずれかの関係機関に通報する。 なお、管理下でない放射性物質による被ばく等の事故を覚知した場合の通報も同様とする。	表現の適正化 法律の名称変更

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
29	15	-	(新設)	〔放射性物質に係る事故による災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統〕 <pre> graph LR subgraph National [国] A[水島海上保安部 玉野海上保安部] B[第六管区海上保安本部] end subgraph CityTownVillage [市町村] C[関係市町村] end subgraph Prefecture [県] D[水島海上保安部 玉野海上保安部] E[第六管区海上保安本部] F[陸上自衛隊 中部方面特科連隊第3大隊 日本赤十字社岡山県支部 消防庁 原子力規制委員会 厚生労働省 その他防災関係機関等] end subgraph PrefecturalPolice [関係警察署] G[関係公共的団体] end subgraph MaritimeSecurity [海上保安部] H[岡山県警察本部] I[岡山労働局 中国運輸局] end National --- CityTownVillage CityTownVillage --- Prefecture Prefecture --- PrefecturalPolice PrefecturalPolice --- MaritimeSecurity MaritimeSecurity --- National </pre>	組織体制見直しに伴う修正
30	19	-	(1) 放射性物質による事故の発生又は放射性物質の発見を知ったときは、当該事業者又は発見者に対して事故の拡大又は事故の発生・再発防止のため、必要な措置を講ずるよう通知するとともに、他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。	(1) 放射性物質又は管理下でない放射性物質による事故の発生を知ったときは、当該事業者等に対して事故の拡大又は事故の発生・再発防止のため、必要な措置を講ずるよう求めるとともに、他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。	表現の適正化
32	21	-	第1 環境放射線異常時の対策 島根県が管理する島根原子力発電所周辺環境放射線モニタリングポスト（以下「モニタリングポスト」という。）で、運営要領に定める異常値が現出されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然現象でないと判断される場合には、島根県は次の対応をとるとともに、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）へこの旨を連絡する。	第1 環境放射線異常時の対策 島根県が管理する島根原子力発電所周辺環境放射線モニタリングポスト（固定局）（以下「モニタリングポスト」という。）で、運営要領及び関連事項で定める線量率異常が確認されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然現象でないと判断される場合には、島根県は次の対応をとるとともに、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）へこの旨を連絡する。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
33	6	図	〔島根県における発電所異常時連絡系統図〕	〔島根県における発電所異常時連絡系統図〕	表現の適正化
34	1	-	第3 警戒事象時の対策	第3 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策	表現の適正化
34	4	-	(新設)	1 情報収集事態が発生した場合 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置し、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。	表現の適正化
34	10	-	1 発電所の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、松江市、関係機関等への連絡に備える。	2 警戒事態が発生した場合 (1) 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力(株)等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。	表現の適正化
34	15	-	2 原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び島根県に対し情報提供を行うものとされている。また、P A Z（原子力施設から概ね半径5km圏内）を含む松江市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、要配慮者の援護体制を構築するよう連絡する。	また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。さらに、P A Zを含む地方公共団体に対しては、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）を行うよう、U P Z外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。	表現の適正化

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
34	21	-	3 島根県は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。 また、島根県は、必要と認めたときは、安全協定第 1 1 条による立入調査を行うとともに松江市及び関係周辺 3 市に対してその状況を連絡するとともに、必要に応じて隣接する 3 県に情報提供がなされる。	(2) 島根県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、必要と認めたときは島根県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。	表現の適正化
34	26	-	(新設)	〔島根県における情報収集事態発生情報等連絡系統図〕	表現の適正化
35	1	図	〔島根県における警戒事態発生情報等連絡系統図〕 ○数字：連絡等順番 ---：必要と認めたとき	〔島根県における警戒事態発生情報等連絡系統図〕 ○数字：連絡等順番 -----：必要と認めたとき	表現の適正化
35	4	-	第 4 特定事象時の対策	第 3 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	関係計画の構成との整合
35	5	-	(新設)	第 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 1 発電所から施設敷地緊急事態発生通報があった場合 (1) 発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。	関係計画の構成との整合

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
35	11	-	(新設)	(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び鳥取県警察本部に連絡するものとされている。また、施設敷地緊急事態において原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、P A Zを含む松江市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう、U P Z外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。	関係計画の構成との整合
36	4	-	島根県は、発電所及び国から特定事象の通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、松江市、関係周辺3市、その他の県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡するとしており、当市へは岡山県危機管理課を経由して連絡が入る。 ・ P A Zを含む松江市と同様の情報をU P Zを含む市に連絡 ・ U P Zを含む市に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載	(3) 島根県は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、松江市、関係周辺3市、その他の県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとしており、真庭市へは岡山県危機管理課を経由して連絡が入る。 ・ P A Zを含む松江市と同様の情報をU P Zを含む市に連絡 ・ U P Zを含む市に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載	表現の適正化
36	10	-	〔島根県における発電所からの特定事象発生通報系統図〕 ※現場の状況等、収集された情報については、国、県、松江市へ情報提供される	〔島根県における発電所からの施設敷地緊急事態発生通報系統図〕 ○数字：連絡等順番 ――：必要と認めたとき	表現の適正化
37	1	-	(新設)	2 島根県が管理するモニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合	関係計画の構成との整合

頁	行	図表	修正前	修正後	修正理由
37	3	-	(新設)	(1) 島根県は、発電所から通報がない状態において県が管理するモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、発電所に確認を行うものとされている。 また、島根県はその原因の解明に努めるとともに、必要に応じて立入調査を行い、松江市及び関係周辺 3 市に対してその状況を連絡するものとされている。	関係計画の構成との整合
37	8	-	(新設)	(2) 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、発電所に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、島根県はその結果について速やかに連絡を受けるものとされている。	関係計画の構成との整合
37	11	-	(新設)	【県モニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見時の連絡系統図】  <pre> graph TD A[島根県] -- "②確認 (場合によっては) 立入調査" --> B[中国電力(株) 島根原子力発電所] A -- "①連絡" --> C[原子力防災専門官 上席放射線防災専門官] A -- "③連絡" --> D[松江市 関係周辺3市] </pre>	関係計画の構成との整合
37	14	-	第 3 節 住民等への的確な情報伝達活動	第 4 節 住民等への的確な情報伝達活動	番号の繰り下げ
38	4	-	4 島根県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。市は、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び中国電力(株)と相互に連絡をとりあう。	4 島根県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとしている。市は、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び中国電力(株)と相互に連絡をとりあうものとする。	表現の適正化
38	10	-	5 (略) なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。	5 (略) なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。	表現の適正化
38	28	-	第 4 節～第 6 節	第 5 節～第 7 節	番号の繰り下げ